

環境基本法の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定（平成22年岩手県告示第309号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後				
水 域	類 型	達成期間	備 考	水 域	類 型	達成期間	備 考	
[略]				[略]				
馬淵川支 流水域	[略]	[略]	[略]	馬淵川支 流水域	[略]	[略]	[略]	
新井田川 支流水域	瀬月内川（瀬月内 川本流であって世 増ダム貯水池に係 る部分を除いたも の）	[略]		新井田川 支流水域	瀬月内川（瀬月内 川本流であって世 増ダム貯水池に係 る部分を除いたも の）	[略]		
	雪谷川（雪谷川本 流であって世増ダ ム貯水池に係る部 分を除いたもの）	[略]			<u>世増ダム貯水池（湖沼生 世増ダムえん堤及 びこれに続く陸岸 に囲まれた水域で あって、青森県に 属する部分を除い たもの（同水域に 流入する瀬月内川 と各支流を除く。 ））</u>	<u>湖沼生 物A</u>	<u>直ちに達 成</u>	<u>令和2 年3月 27日適 用</u>
					雪谷川（雪谷川本 流）	[略]	<u>直ちに達 成</u>	<u>平成22 年3月 31日適 用</u>
北上川支 流水域	[略]			北上川支 流水域	[略]			
	[略]				[略]			
[略]				[略]				
[略]				[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。